

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）（本文）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p style="text-align: center;">農地集積・集約化対策事業実施要綱</p> <p style="text-align: center;">農林水産事務次官依命通知</p> <p>制 定 平成26年2月6日付け25経営第3139号 改 正 平成26年3月31日付け25経営第3139号-1 改 正 平成27年4月9日付け26経営第3247号 改 正 平成28年3月30日付け27経営第3252号 改 正 平成28年10月11日付け28経営第1632号 改 正 平成29年3月28日付け28経営第3196号 改 正 平成29年4月24日付け29経営第161号 改 正 <u>平成30年3月30日付け29経営第3462号</u></p>	<p style="text-align: center;">農地集積・集約化対策事業実施要綱</p> <p style="text-align: center;">農林水産事務次官依命通知</p> <p>制 定 平成26年2月6日付け25経営第3139号 改 正 平成26年3月31日付け25経営第3139号-1 改 正 平成27年4月9日付け26経営第3247号 改 正 平成28年3月30日付け27経営第3252号 改 正 平成28年10月11日付け28経営第1632号 改 正 平成29年3月28日付け28経営第3196号 改 正 平成29年4月24日付け29経営第161号</p>
<p>第1・第2 [略]</p>	<p>第1・第2 [略]</p>
<p>第3 事業の内容 1・2 [略]</p>	<p>第3 事業の内容 1・2 [略]</p>
<p><u>[削る。]</u></p>	<p><u>3 農地情報公開システム本格稼働加速化事業(平成28年度補正予算事業)</u> <u>担い手への農地の集積・集約化を加速するため、[*]全国農業委員会ネッ</u> <u>トワーク機構が行う、農業委員会等（農地法（昭和27年法律第229号）第</u> <u>60条第1項の規定により市町村長が処理することとされた市町村にあっ</u> <u>ては市町村（以下「農業委員会等」といいます。））が有する農地法第52</u> <u>条の2の規定により作成された農地台帳に基づく農地情報の農地情報公</u> <u>開システムへのデータ変換及び移行に係る経費について、別記3により</u> <u>補助します。</u></p>
<p><u>3 機構集積支援事業</u> 農地中間管理機構が担い手への農地の集積・集約化を促進するに当たっ</p>	<p><u>4 機構集積支援事業</u> 農地中間管理機構が担い手への農地の集積・集約化を促進するに当たっ</p>

て、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により、農業委員会が置かれていない市町村にあっては市町村。以下「農業委員会等」といいます。）が関連する業務を適切に実施できるよう、次の事業に係る経費について、別記3により補助します。

(1) [略]

(2) 農地の有効利用を図るための支援事業

優良農地を確保し、農地の有効利用を図るため、農業委員会等が行う農地集積の推進活動及び農業委員等の資質向上のための活動等に要する経費について補助金を交付します。

(3) [略]

(4) 全国的な農地利用調整活動等への支援事業

農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の事務の効率的かつ効果的な実施に資するため、全国農業委員会ネットワーク機構が行う次の事業に要する経費について補助金を交付します。

[略]

(5) [略]

第4 [略]

1～3 [略]

[削る。]

4 機構集積支援事業

(1) 第3の3の事業は、次により実施します。

(2)・(3) [略]

第5 事業実施主体

1・2 [略]

て、農業委員会等が関連する業務を適切に実施できるよう、次の事業に係る経費について、別記4により補助します。

(1) [略]

(2) 農地の有効利用を図るための支援事業

優良農地を確保し、農地の有効利用を図るため、農業委員会等が行う農地集積の推進活動、農地相談員の設置及び農業委員等の資質向上のための活動等に要する経費について補助金を交付します。

(3) [略]

(4) 全国的な農地利用調整活動等への支援事業

農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の事務の効率的かつ効果的な実施に資するため、全国農業委員会ネットワーク機構が行う次の事業に要する経費について補助金を交付します。

[略]

(5) [略]

第4 [略]

1～3 [略]

4 農地情報公開システム本格稼働加速化事業（平成28年度補正予算事業）

(1) 第3の3の事業は、次により実施します。

(2) 第1の趣旨を踏まえ、(1)の事業に必要な経費について、全国農業委員会ネットワーク機構に対して定額で補助金を交付します。

5 機構集積支援事業

(1) 第3の4の事業は、次により実施します。

(2)・(3) [略]

第5 事業実施主体

1・2 [略]

[削る。]

3 [略]

第6～第8 [略]

[削る。]

3 農地情報公開システム本格稼働加速化事業(平成28年度補正予算事業)
本事業の事業実施主体は、全国農業委員会ネットワーク機構とします。

4 [略]

第6～第8 [略]

第9 農地情報公開システム本格稼働加速化事業の実施等

1 事業計画の作成と承認手続

(1) 全国農業委員会ネットワーク機構の長は、農地情報公開システム本格稼働加速化事業実施計画(別紙様式第8号。以下「システム本格稼働計画」といいます。)を作成し、別紙様式第9号により、経営局長へ承認の申請をしてください。

(2) 経営局長は、(1)により提出されたシステム本格稼働計画を審査し、その内容が適当と認める場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を全国農業委員会ネットワーク機構の長に通知します。また、承認したシステム本格稼働計画に基づき、補助金を交付するものとします。

(3) 全国農業委員会ネットワーク機構の長は、事業費又は国庫補助金の3割を超える増減の変更が生じた場合は、(1)及び(2)の手続きに準じて、経営局長の承認を受けてください。

2 農地情報公開システム本格稼働加速化事業の完了報告

全国農業委員会ネットワーク機構の長は、農地情報公開システム本格稼働加速化事業が完了したときは、農地情報公開システム本格稼働加速化事業完了報告書(別紙様式第10号。以下「システム本格稼働事業完了報告書」といいます。)を作成し、事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに経営局長へ報告してください。

3 農地情報公開システム本格稼働加速化事業の中止又は廃止

(1) 全国農業委員会ネットワーク機構の長は、事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ経営局長の承認を受けてください。

(2) 経営局長は、(1)の承認をする場合は、必要に応じて条件を付すことができることとします。

第9 機構集積支援事業

1 事業実施計画の作成・承認の手続

(1) 農業委員会等が、第5の3の(1)及び(2)の事業実施主体として事業を実施する場合は、農業委員会会長等は、機構集積支援事業実施計画(別紙様式第8号。以下「農業委員会等事業計画」といいます。)を作成し、都道府県知事へ提出してください。

(2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構が、第5の3の(3)の事業実施主体として事業を行う場合は、都道府県農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業実施計画(別紙様式第8号。以下「都道府県ネットワーク機構事業計画」といいます。)を作成し、都道府県知事へ提出してください。

(3) 都道府県知事は、農業委員会等事業計画及び都道府県ネットワーク機構事業計画について必要な調整を行った上で、計画内容が本事業実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県機構集積支援事業実施計画(別紙様式第9号。以下「都道府県支援計画」といいます。)を作成し、農業委員会等事業計画及び都道府県ネットワーク機構事業計画を添えて地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

(4) 地方農政局長等は、(3)により提出された都道府県支援計画の内容を審査し、その内容が適当であり、かつ、事業実施主体が別記3の第3に規定する要件を満たすと認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を都道府県知事に通知するものとします。

(5) [略]

(6) 農業委員会等事業計画、都道府県ネットワーク機構事業計画又は都道府県支援計画について、以下の変更が生じた場合は、(1)から(4)までの手続に準じて、地方農政局長等の承認を受けてください。

第10 機構集積支援事業

1 事業実施計画の作成・承認の手続

(1) 農業委員会等が、第5の4の(1)及び(2)の事業実施主体として事業を実施する場合は、農業委員会会長等は、機構集積支援事業実施計画(別紙様式第11号。以下「農業委員会等事業計画」といいます。)を作成し、都道府県知事へ提出してください。

(2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構が、第5の4の(3)の事業実施主体として事業を行う場合は、都道府県農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業実施計画(別紙様式第11号。以下「都道府県ネットワーク機構事業計画」といいます。)を作成し、都道府県知事へ提出してください。

(3) 都道府県知事は、農業委員会等事業計画及び都道府県ネットワーク機構事業計画について必要な調整を行った上で、計画内容が本事業実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県機構集積支援事業実施計画(別紙様式第12号。以下「都道府県支援計画」といいます。)を作成し、農業委員会等事業計画及び都道府県ネットワーク機構事業計画を添えて地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

(4) 地方農政局長等は、(3)により提出された都道府県支援計画の内容を審査し、その内容が適当であり、かつ、事業実施主体が別記4の第3に規定する要件を満たすと認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を都道府県知事に通知するものとします。

(5) [略]

(6) 農業委員会等事業計画、都道府県ネットワーク機構事業計画又は都道府県支援計画について、以下の変更が生じた場合は、(1)から(4)までの手続に準じて、地方農政局長等の承認を受けてください。

第3の3の(1)から(3)までに掲げる事業の中止又は新規の実施

- (7) 全国農業委員会ネットワーク機構が、第5の3の(4)及び(5)の事業実施主体として事業を行う場合は、全国農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業計画(別紙様式第10号。以下「全国ネットワーク機構事業計画」といいます。)を作成し、経営局長へ承認の申請をしてください。
- (8) [略]
- (9) 全国ネットワーク機構事業計画について、第3の3の(4)及び(5)のア又はイの事業の中止又は新規の実施が生じた場合は、(7)及び(8)の手続に準じて、経営局長の承認を受けてください。

2 機構集積支援事業の事業完了報告

- (1) 農業委員会会長等は、毎年度、1の(1)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第8号。以下「農業委員会等事業完了報告書」といいます。)を作成し、都道府県知事へ報告してください。
- (2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構の長は、毎年度、1の(2)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第8号。以下「都道府県ネットワーク機構事業完了報告書」といいます。)を作成し、都道府県知事へ報告してください。
- (3) 都道府県知事は、(1)及び(2)により提出された事業完了報告書を取りまとめた上で、都道府県機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第9号。以下「都道府県支援事業完了報告書」といいます。)を作成し、事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し補助金の金額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに地方農政局長等に提出してください。
- (4) 全国農業委員会ネットワーク機構の長は、毎年度、1の(7)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第10号。以下

第3の4の(1)から(3)までに掲げる事業の中止又は新規の実施

- (7) 全国農業委員会ネットワーク機構が、第5の4の(4)及び(5)の事業実施主体として事業を行う場合は、全国農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業計画(別紙様式第13号。以下「全国ネットワーク機構事業計画」といいます。)を作成し、経営局長へ承認の申請をしてください。
- (8) [略]
- (9) 全国ネットワーク機構事業計画について、第3の4の(4)及び(5)のア又はイの事業の中止又は新規の実施が生じた場合は、(7)及び(8)の手続に準じて、経営局長の承認を受けてください。

2 機構集積支援事業の事業完了報告

- (1) 農業委員会会長等は、毎年度、1の(1)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第11号。以下「農業委員会等事業完了報告書」といいます。)を作成し、都道府県知事へ報告してください。
- (2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構の長は、毎年度、1の(2)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第11号。以下「都道府県ネットワーク機構事業完了報告書」といいます。)を作成し、都道府県知事へ報告してください。
- (3) 都道府県知事は、(1)及び(2)により提出された事業完了報告書を取りまとめた上で、都道府県機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第12号。以下「都道府県支援事業完了報告書」といいます。)を作成し、事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し補助金の金額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに地方農政局長等に提出してください。
- (4) 全国農業委員会ネットワーク機構の長は、毎年度、1の(7)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第13号。以下

「全国ネットワーク機構事業完了報告書」といいます。)を作成し、事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに経営局長に提出してください。

3 [略]

第10 国及び都道府県等による補助

1 [略]

2 都道府県の補助等

(1) [略]

(2) 機構集積支援事業

ア 都道府県は、第4の4で定める機構集積支援事業について、事業実施主体からの申請に基づき、交付された補助金を財源として補助を行います。

イ [略]

ウ 都道府県は、アの補助金の交付に当たっては、第9の1の(3)の都道府県支援計画に記載された事業実施年度内に完了してください。

第11 補助金の返還等

1 国は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合、事業資金を造成していなかった場合、事業資金を本事業の実施に要する経費以外に使用した場合、事業を実施していなかった場合及び決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、機構事業完了報告書、市町村事業完了報告書、企業参入促進事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書若しくは全国ネットワーク機構事業完了報告書の内容に虚偽があった場合又は全ての事業が完了した時点において事業資金に残余がある場合には、都道府県又は公募団体に対し、補助金を返還させる措置を講じるものとします。

「全国ネットワーク機構事業完了報告書」といいます。)を作成し、事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに経営局長に提出してください。

3 [略]

第11 国及び都道府県等による補助

1 [略]

2 都道府県の補助等

(1) [略]

(2) 機構集積支援事業

ア 都道府県は、第4の5で定める機構集積支援事業について、事業実施主体からの申請に基づき、交付された補助金を財源として補助を行います。

イ [略]

ウ 都道府県は、アの補助金の交付に当たっては、第10の1の(3)の都道府県支援計画に記載された事業実施年度内に完了してください。

第12 補助金の返還等

1 国は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合、事業資金を造成していなかった場合、事業資金を本事業の実施に要する経費以外に使用した場合、事業を実施していなかった場合及び決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、機構事業完了報告書、市町村事業完了報告書、企業参入促進事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書若しくはシステム本格稼働事業完了報告書の内容に虚偽があった場合又は全ての事業が完了した時点において事業資金に残余がある場合には、都道府県又は公募団体に対し、補助金を返還させる措置を講じるものとします。

2～4 [略]

第12 証拠書類の保管

都道府県、都道府県基金事業等及び機構集積支援事業の事業実施主体並びに公募団体は、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画、市町村計画、参入促進計画、農業委員会等事業計画、都道府県ネットワーク機構事業計画、都道府県支援計画、全国ネットワーク機構事業計画、都道府県基金造成完了報告書、事業資金造成完了報告書、決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、市町村事業完了報告書、参入促進事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書等の補助金の交付に関する証拠書類及び経理書類については、第6の8の(1)による都道府県基金事業の終了の年度又は第3の1、2若しくは3の事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間(第3の2の事業に関連するものは10年間)保存してください。必要な場合には、これらの書類の確認をさせていただきます。

第13 事業の着手

1 事業の実施については、補助金適正化法第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」といいます。)後に着手するものとします。

ただし、第3の1、2及び3の(1)から(4)までの事業において地域の実情に応じた事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合にあつては、都道府県、参入促進団体及び全国農業委員会ネットワーク機構(以下「都道府県等」といいます。)は、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、あらかじめ地方農政局長等の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届(別紙様式第11号)を地方農政局長等に提出することとします。なお、第3の3の(3)の事業(農地情報公開システムの利用

2～4 [略]

第13 証拠書類の保管

都道府県、都道府県基金事業等、農地情報公開システム本格稼働加速化事業及び機構集積支援事業の事業実施主体並びに公募団体は、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画、市町村計画、参入促進計画、農業委員会等事業計画、都道府県ネットワーク機構事業計画、都道府県支援計画、全国ネットワーク機構事業計画、システム本格稼働計画、都道府県基金造成完了報告書、事業資金造成完了報告書、決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、市町村事業完了報告書、参入促進事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書、システム本格稼働事業完了報告書等の補助金の交付に関する証拠書類及び経理書類については、第6の8の(1)による都道府県基金事業の終了の年度又は第3の1、2、3若しくは4の事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間(第3の2の事業に関連するものは10年間)保存してください。必要な場合には、これらの書類の確認をさせていただきます。

第14 事業の着手

1 事業の実施については、補助金適正化法第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」といいます。)後に着手するものとします。

ただし、第3の1、2及び4の(1)から(3)までの事業において地域の実情に応じた事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合にあつては、都道府県及び参入促進団体(以下「都道府県等」といいます。)は、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、あらかじめ地方農政局長等の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届(別紙様式第14号)を地方農政局長等に提出することとします。なお、第3の4の(5)の事業については、事業実施年度の4月1日から着手するものとしますが、

<p>に係る経費に限る。)及び(5)のイの事業については、事業実施年度の4月1日から着手するものとしますが、交付決定前着手届の提出は不要とします。</p>	<p>交付決定前着手届の提出は不要とします。</p>
<p>2・3 [略]</p>	<p>2・3 [略]</p>
<p><u>第14～第17</u> [略]</p>	<p><u>第15～第18</u> [略]</p>

附 則 (平成30年3月30日付け29経営第3462号)

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱の規定に基づき、平成29年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）（別表）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後				現行			
(別表1) [略]				(別表1) [略]			
(別表2)				(別表2)			
区分	内容	注意点	補助率	区分	内容	注意点	補助率
1～5 [略]				1～5 [略]			
<u>[削る。]</u>				6 <u>農地情報公開シ</u>			
				<u>ステム本格稼働加</u>			
				<u>速化事業</u>			
				<u>データ変換</u>	第3の3の事業を実施するために必要なコード		<u>定額</u>
				<u>・移行費</u>	<u>表・レイアウト解析及びデータ変換プログラムの開</u>		
					<u>発等に要する費用</u>		
				<u>旅費</u>	第3の3の事業を実施するために直接に必要な	<u>旅費の支出に</u>	<u>定額</u>
					<u>会議、巡回指導及び打合せに出席した職員その他の</u>	<u>あたっては、全</u>	
					<u>出席者に対して支払う旅費</u>	<u>国農業委員会ネ</u>	
						<u>ットワーク機構</u>	
						<u>が定める旅費に</u>	
						<u>関する規程に基</u>	
						<u>づき支払うこと</u>	
						<u>とします。</u>	
				<u>賃金</u>	第3の3の事業を実施するために直接に必要な	<u>雇用に伴う社</u>	<u>定額</u>

						<p>資料収集・整理、日程調整・管理、各種集計等の事務を補助するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日又は時間当たりの単価に、直接補助事業に従事した日数又は時間数を乗じて算出した対価のことをいいます。以下同じです。)</p>	<p>会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」ではなく、後述する「事務等経費」の区分により申請することとします。</p> <p>賃金の単価については、全国農業委員会ネットワーク機構が定める賃金支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定することとします。</p>	
					手当	<p>第3の3の事業を実施するために直接に必要な資料収集、各種調査、会議及び打合せ等に出席した、外部専門家等に対して支払う実働に応じた対価</p>	<p>手当の単価については、全国農業委員会ネットワーク機構が、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき</p>	定額

6 機構集積支援事業			
旅費	第3の3の事業を実施するために必要な ①・② [略]	[略]	定額 ただし、 第3の3 の(4)の イにあっ ては、1/ 2以内と する。
報酬・謝金	第3の3の事業を実施するために必要な弁護士、	[略]	定額

		単価を設定する こととします。	
事務等経費	第3の3の事業を実施するために直接に必要な 印刷製本費、通信運搬費、雑役務費（手数料、印紙 代、調査等の集計、器具機械等の修繕、各種保守等）、 借上費（会場借料、パソコン等のリース料）、消耗品、 諸手当、法定福利費（賃金に係る社会保険料及び子 ども・子育て拠出金）		定額
委託費	第3の3の事業に必要な取組を他の者に委託す るために必要な経費（受託者に係る賃金、共済費等 を含みます。）		定額
その他の経費	上記のほか事業を実施する上で必要となる経費		定額
7 機構集積支援事業			
旅費	第3の4の事業を実施するために必要な ①・② [略]	[略]	定額 ただし、 第3の4 の(4)の イにあっ ては、1/ 2以内と する。
報酬・謝金	第3の4の事業を実施するために必要な弁護士、	[略]	定額

	行政書士及び講師等に対して支払う報酬又は謝金		ただし、 <u>第3の3</u> の(4)のイにあっては、1/2以内とする。
賃金	<u>第3の3</u> の事業を実施するために必要な①・② [略] [削る。] <u>第3の3</u> の(4)の事業を実施するために必要な調査員に対して支払う実働に応じた対価	[略]	定額 ただし、 <u>第3の3</u> の(4)のイにあっては、1/2以内とする。
手当	<u>第3の3</u> の事業を実施するために必要な資料収集、各種調査、会議及び打合せ等に出席した農業委員（農業委員会法第8条第1項に基づき任命された農業委員（農地法第25条第2項に規定する仲介委員を除きます。）を除きます。）及び外部に委託した者等に対して支払う実働に応じた対価	[略]	定額 ただし、 <u>第3の3</u> の(4)のイにあっては、1/2以内とする。
予納金	<u>第3の3</u> の(1)の事業を実施するために必要な訴訟事件に関する裁判所に対して実地検証を求め際の担当裁判官等の旅費に対する予納金		定額

	行政書士及び講師等に対して支払う報酬又は謝金		ただし、 <u>第3の4</u> の(4)のイにあっては、1/2以内とする。
賃金	<u>第3の4</u> の事業を実施するために必要な①・② [略] ③ 農地相談員に対して支払う実働に応じた対価 <u>第3の4</u> の(4)の事業を実施するために必要な調査員に対して支払う実働に応じた対価	[略]	定額 ただし、 <u>第3の4</u> の(4)のイにあっては、1/2以内とする。
手当	<u>第3の4</u> の事業を実施するために必要な資料収集、各種調査、会議及び打合せ等に出席した農業委員（農業委員会法第8条第1項に基づき任命された農業委員（農地法第25条第2項に規定する仲介委員を除きます。）を除きます。）及び外部に委託した者等に対して支払う実働に応じた対価	[略]	定額 ただし、 <u>第3の4</u> の(4)のイにあっては、1/2以内とする。
予納金	<u>第3の4</u> の(1)の事業を実施するために必要な訴訟事件に関する裁判所に対して実地検証を求め際の担当裁判官等の旅費に対する予納金		定額

印刷製本費	第3の3の事業を実施するために必要な ①・② [略]		定 額 ただし、 第3の3 の(4)の イにあっ ては、1/ 2以内と する。
借料及び使用料	第3の3の事業を実施するために必要な会場借料、 物品等使用料及び損料並びにパソコン及びプリンタ ーのリース費用等（ただし、別記3の第2の1の (5)における農地台帳システムに係るハードウェア 及びソフトウェア等のリース費用は除く。）		定 額 ただし、 第3の3 の(4)の イにあっ ては、1/ 2以内と する。
雑役務費	第3の3の事業を実施するために必要な調査等の 集計、農業委員会の総会及び農地部会の議事録作成、 器具機械等の修繕、各種保守及び速記等の手数料等		定 額 ただし、 第3の3 の(4)の イにあっ ては、1/ 2以内と する。

印刷製本費	第3の4の事業を実施するために必要な ①・② [略]		定 額 ただし、 第3の4 の(4)の イにあっ ては、1/ 2以内と する。
借料及び使用料	第3の4の事業を実施するために必要な会場借料、 物品等使用料及び損料並びにパソコン及びプリンタ ーのリース費用等（ただし、別記4の第2の1の (5)における農地台帳システムに係るハードウェア 及びソフトウェア等のリース費用は除く。）		定 額 ただし、 第3の4 の(4)の イにあっ ては、1/ 2以内と する。
雑役務費	第3の4の事業を実施するために必要な調査等の 集計、農業委員会の総会及び農地部会の議事録作成、 器具機械等の修繕、各種保守、 <u>農地台帳システムの改 良</u> 及び速記等の手数料等		定 額 ただし、 第3の4 の(4)の イにあっ ては、1/ 2以内と する。

通信運搬費	第3の3の事業を実施するために必要な通信料、郵便料、運送料及び発送料等		定額 ただし、 <u>第3の3</u> <u>の(4)</u> の イにあっ ては、1/ 2以内と する。
備品購入費	第3の3の事業を実施するために必要な農業委員会の総会又は部会における議事録作成や農地の利用状況調査に必要な事務機械器具等の購入費	[略]	定額 ただし、 <u>第3の3</u> <u>の(4)</u> の イにあっ ては、1/ 2以内と する。
消耗品費	第3の3の事業を実施するために必要な各種事務用品（コピー用紙、封筒、ファイル、筆記用具及び文具用類等）代	[略]	定額 ただし、 <u>第3の3</u> <u>の(4)</u> の イにあっ ては、1/ 2以内と する。
システム改修費	第3の3の(5)の事業を実施するために必要なソフトウェア開発費用、ソフトウェアリース料、データ構築費用、システムセットアップ費用、サーバー等関		定額

通信運搬費	第3の4の事業を実施するために必要な通信料、郵便料、運送料及び発送料等		定額 ただし、 <u>第3の4</u> <u>の(4)</u> の イにあっ ては、1/ 2以内と する。
備品購入費	第3の4の事業を実施するために必要な農業委員会の総会又は部会における議事録作成や農地の利用状況調査に必要な事務機械器具等の購入費	[略]	定額 ただし、 <u>第3の4</u> <u>の(4)</u> の イにあっ ては、1/ 2以内と する。
消耗品費	第3の4の事業を実施するために必要な各種事務用品（コピー用紙、封筒、ファイル、筆記用具及び文具用類等）代	[略]	定額 ただし、 <u>第3の4</u> <u>の(4)</u> の イにあっ ては、1/ 2以内と する。
システム改修費	第3の4の(5)の事業を実施するために必要なソフトウェア開発費用、ソフトウェアリース料、データ構築費用、システムセットアップ費用、サーバー等関		定額

	連機器リース料、地図データリース料等		
委託費	第3の3の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費(受託者に係る賃金、共済費等を含みます。)		定額 ただし、 第3の3 の(4)の イにあっ ては、1/ 2以内と する。
その他の経費	[略]		定額 ただし、 第3の3 の(4)の イにあっ ては、1/ 2以内と する。

1・2 [略]

	連機器リース料、地図データリース料等		
委託費	第3の4の(5)の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費(受託者に係る賃金、共済費等を含みます。)		定額
その他の経費	[略]		定額 ただし、 第3の4 の(4)の イにあっ ては、1/ 2以内と する。

1・2 [略]

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）（別紙様式）新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>別紙様式第1号 [略]</p> <p>別紙様式第2号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇都道府県知事 (農林水産省経営局長) 宛 (〇〇地方農政局長) (内閣府沖縄総合事務局長)</p> <p style="text-align: right;">〇〇農地中間管理機構の長 (〇〇市町村長) (〇〇農業委員会会長) (〇〇都道府県知事) 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">平成〇〇年度事業実施計画の承認（変更）申請について</p> <p>農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第6の3の（1）（第6の3の（2）、（3）又は（6））に基づき、事業実施計画（機構計画、市町村計画、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画）の承認（変更）を申請します。</p> <p>添付資料：機構計画（別紙様式第1号）、市町村計画（別紙様式第3号）、都道府県計画（別紙様式第4-1号）又は都道府県基金の事業資金活用計画（別紙様式第4-3号）</p>	<p>別紙様式第1号 [略]</p> <p>別紙様式第2号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇都道府県知事 (農林水産省経営局長) 宛 (〇〇地方農政局長) (内閣府沖縄総合事務局長)</p> <p style="text-align: right;">〇〇農地中間管理機構の長 (〇〇市町村長) (〇〇農業委員会会長) (〇〇都道府県知事) 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">平成〇〇年度事業実施計画の承認（変更）申請について</p> <p>農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第6の3の（1）（第6の3の（2）、（3）又は（6））に基づき、<u>事業実施計画（機構計画、市町村計画、<u>台帳システム整備計画</u>、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画）</u>の承認（変更）を申請します。</p> <p>添付資料：機構計画（別紙様式第1号）、市町村計画（別紙様式第3号）、都道府県計画（別紙様式第4-1号）又は都道府県基金の事業資金活用計画（別紙様式第4-3号）</p>

別紙様式第3号

事業実施年度	平成	年度
事業実施主体	市町村	

平成〇年度〇〇市町村機構集積協力金交付事業実施計画（又は完了報告書）

1 総括表

(1) 必要経費

	必要経費総計	うち補助金
1 地域集積協力金交付事業	円	円
2 経営転換協力金交付事業	円	円
3 耕作者集積協力金交付事業	円	円
4 機構集積協力金推進事業	円	円
合計	円	円

(2) 新規集積農地面積

新規集積農地面積	ha
内 地域集積協力金の交付対象地域内	ha
訳 上記以外	ha

注：「新規集積農地面積」には、別表1の新規集積農地面積に該当する面積を記載してください。新規集積農地面積の内訳として、「地域集積協力金の交付対象地域内」には、別記2第4の3の(1)に該当する面積、「上記以外」には、別記2第4の3の(2)に該当する面積を記載してください。なお、農林水産省経営局長が特に認める農地面積が含まれる場合は、かっこ書きでその数値を付記するとともに、認められた種類毎に面積が確認できる資料を添付してください。

別紙様式第3号

事業実施年度	平成	年度
事業実施主体	市町村	

平成〇年度〇〇市町村機構集積協力金交付事業実施計画（又は完了報告書）

1 総括表

	必要経費総計	うち補助金
1 地域集積協力金交付事業	円	円
2 経営転換協力金交付事業	円	円
3 耕作者集積協力金交付事業	円	円
4 機構集積協力金推進事業	円	円
合計	円	円

新規集積農地面積	ha
----------	----

注：「新規集積農地面積」には、別表1の新規集積農地面積に該当する面積を記載してください。なお、農林水産省経営局長が特に認める農地面積が含まれる場合は、かっこ書きでその数値を付記するとともに、認められた種類毎に面積が確認できる資料を添付してください。

別紙様式第4-1号

事業実施年度	平成	年度
事業実施主体	都道府県	

平成〇〇年度〇〇都道府県事業実施計画（又は完了報告書）

1 事業費合計 円

(1) 事業費

事業名	事業費		
	うち国庫補助金	うち都道府県負担分	その他
(1)都道府県基金事業分			
①農地中間管理機構事業			
ア 借受農地管理等事業	円	円	円
イ 農地集積奨励金交付事業	円	円	円
ウ 農地中間管理事業等推進事業	円	円	円
(ア) 都道府県推進事業	円	円	円
(イ) 農地中間管理機構運営事業	円	円	円
(ウ) 企業リスト作成・セミナー開催事業	円	円	円
②機構集積協力金交付事業			
ア 地域集積協力金交付事業	円	円	円
イ 経営転換協力金交付事業	円	円	円
ウ 耕作者集積協力金交付事業	円	円	円
エ 機構集積協力金推進事業	円	円	円
(2)補助事業分			
①農地中間管理機構事業			
ア 借受農地管理等事業	円	円	円

別紙様式第4-1号

事業実施年度	平成	年度
事業実施主体	都道府県	

平成〇〇年度〇〇都道府県事業実施計画（又は完了報告書）

1 事業費合計 円

事業名	事業費		
	うち国庫補助金	うち都道府県負担分	その他
(1)都道府県基金事業分			
①農地中間管理機構事業			
ア 借受農地管理等事業	円	円	円
イ 農地集積奨励金交付事業	円	円	円
ウ 農地中間管理事業等推進事業	円	円	円
(ア) 都道府県推進事業	円	円	円
(イ) 農地中間管理機構運営事業	円	円	円
(ウ) 企業リスト作成・セミナー開催事業	円	円	円
②機構集積協力金交付事業			
ア 地域集積協力金交付事業	円	円	円
イ 経営転換協力金交付事業	円	円	円
ウ 耕作者集積協力金交付事業	円	円	円
エ 機構集積協力金推進事業	円	円	円
(2)補助事業分			
①農地中間管理機構事業			
ア 借受農地管理等事業	円	円	円

イ 農地集積奨励金交付事業	円	円	円	円
ウ 農地中間管理事業等推進事業	円	円	円	円
（ア）都道府県推進事業	円	円	円	円
（イ）農地中間管理機構運営事業	円	円	円	円
②機構集積協力金交付事業				
ア 地域集積協力金交付事業	円	円	円	円
イ 経営転換協力金交付事業	円	円	円	円
ウ 耕作者集積協力金交付事業	円	円	円	円
エ 機構集積協力金推進事業	円	円	円	円
合 計				

注：農地中間管理機構事業のうち農地集積奨励金交付事業並びに農地中間管理事業等推進事業のうち都道府県推進事業及び農地中間管理機構運営事業並びに機構集積協力金交付事業に係る事業費（国庫補助金、都道府県負担分及びその他）については、都道府県基金に造成した事業資金を取り崩して実施する場合には（１）の「都道府県基金事業分」、また、補助事業として事業実施する場合には（２）の「補助事業分」にそれぞれ区分して記載してください。

なお、「その他」は農地中間管理機構や市町村等が負担している場合に記載してください。

イ 農地集積奨励金交付事業	円	円	円	円
ウ 農地中間管理事業等推進事業	円	円	円	円
（ア）都道府県推進事業	円	円	円	円
（イ）農地中間管理機構運営事業	円	円	円	円
②機構集積協力金交付事業				
ア 地域集積協力金交付事業	円	円	円	円
イ 経営転換協力金交付事業	円	円	円	円
ウ 耕作者集積協力金交付事業	円	円	円	円
エ 機構集積協力金推進事業	円	円	円	円
合 計				

注：農地中間管理機構事業のうち農地集積奨励金交付事業並びに農地中間管理事業等推進事業のうち都道府県推進事業及び農地中間管理機構運営事業並びに機構集積協力金交付事業に係る事業費（国庫補助金、都道府県負担分及びその他）については、都道府県基金に造成した事業資金を取り崩して実施する場合には（１）の「都道府県基金事業分」、また、補助事業として事業実施する場合には（２）の「補助事業分」にそれぞれ区分して記載してください。

(2) 実質的負担額

事業名	実質的負担額			
	うち都道府県分	うち機構分	その他	
農地中間管理事業等推進事業	円	円	円	円
合 計				

注：農地中間管理機構事業の農地中間管理事業等推進事業のうち都道府県推進事業及び農地中間管理機構運営事業について、都道府県等が別記１別紙２の第１の２に規定する実質的負担額がある場合に記載してください。

なお、「その他」については、都道府県や機構以外に市町村等が負担している場合に記載してください。

[新規]

(3) 事業費のうち国庫補助金以外の割合

事業名	総計		割合 ③/①
	①=②+③	うち国庫補助金②	
農地中間管理事業等推進事業	円	円	%

注：「国庫補助金」は(1)の事業費欄の(1)の①のウの(ア)及び(イ)並びに(2)の①のウの(ア)及び(イ)の国庫補助金の合計額を記載してください。

「国庫補助金以外」は(1)の事業費欄の(1)の①のウの(ア)及び(イ)並びに(2)の①のウの(ア)及び(イ)の国庫補助金を除いた額と(2)の実質的負担額の合計額を記載してください。

なお、「割合」については、総計に占める「国庫補助金以外」の割合を記載してください。

2 農地中間管理機構事業における都道府県推進事業等の計画

(1) [略]

(2) 農地中間管理機構運営事業

事項	内容	金額
①活動内容		円

(3) 実質的負担額の内訳

事項	内容	金額
①内訳		円

(4) [略]

3 [略]

[新規]

2 農地中間管理機構事業における都道府県推進事業等の計画

(1) [略]

[新規]

(2) [略]

3 [略]

4 機構集積協力金交付事業の計画

(1) 交付対象面積

地域集積協力金の交付対象面積	経営転換協力金の交付対象面積	耕作者集積協力金の交付対象面積
ha	ha	ha

(2) 新規集積農地面積

新規集積農地面積	ha
内 地域集積協力金の交付対象地域内	ha
訳 上記以外	ha

注：「新規集積農地面積」には、別表1の新規集積農地面積に該当する面積を記載してください。
 新規集積農地面積の内訳として、「地域集積協力金の交付対象地域内」には、別記2第4の3の(1)に該当する面積、「上記以外」には、別記2第4の3の(2)に該当する面積を記載してください。なお、農林水産省経営局長が特に認める農地面積が含まれる場合は、かっこ書きでその数値を付記してください。

(3) 市町村別内訳

市町村名	地域集積協力金	経営転換協力金	耕作者集積協力金	機構集積協力金推進事業	計
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
合計	円	円	円	円	円

※1 1については、農地中間管理機構及び市町村から申請又は報告があった（又は都道府県が作成した）機構事業計画（完了報告書）（別紙様式第1号）及び市町村事業計画（完了報告書）（別紙様式第3号）を基に記載するとともに、各事業計画

4 機構集積協力金交付事業の計画

(1) 事業概要

機構への貸付面積	新規集積農地面積	地域集積協力金の交付対象面積	経営転換協力金の交付対象面積	耕作者集積協力金の交付対象面積
ha	ha	ha	ha	ha

注：「新規集積農地面積」には、別表1の新規集積農地面積に該当する面積を記載してください。
 なお、農林水産省経営局長が特に認める農地面積が含まれる場合は、かっこ書きでその数値を付記してください。

(2) 市町村別内訳

市町村名	地域集積協力金	経営転換協力金	耕作者集積協力金	機構集積協力金推進事業	計
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
合計	円	円	円	円	円

※1 1については、農地中間管理機構及び市町村から申請又は報告があった（又は都道府県が作成した）機構事業計画（完了報告書）（別紙様式第1号）及び市町村事業計画（完了報告書）（別紙様式第3号）を基に記載するとともに、各事業計画

を添付します。

- ※2 本様式を計画変更又は事業完了報告とする際は、変更部分を二段書きとし、変更前（又は計画）をカッコ書きで上段に記載し、変更後（又は実績）を下段に記載します。
- ※3 2の（1）及び（2）並びに3の推進事業等については、第3の1の（3）のア及びウ、第3の2の（4）に要する経費を記載します。
- ※4 2の（3）の実質的負担額については、別記1別紙2の第1の2に規定する実質的負担額がある場合に具体的な内容の内訳及び当該要する経費を記載します。
- ※5 4については、都道府県が任意様式で作成したものを添付することも可とします。

別紙様式第4－2号～別紙様式第7号 [略]

[削る。]

を添付します。

- ※2 本様式を計画変更又は事業完了報告とする際は、変更部分を二段書きとし、変更前（又は計画）をカッコ書きで上段に記載し、変更後（又は実績）を下段に記載します。
- ※3 2及び3の推進事業等については、第3の1の（3）のア及びウ、第3の2の（4）に要する経費を記載します。
- ※4 4については、都道府県が任意様式で作成したものを添付することも可とします。

別紙様式第4－2号～別紙様式第7号 [略]

別紙様式第8号

平成〇年度農地情報公開システム本格稼働加速化事業実施計画（又は完了報告書）

1 事業の概要

<u>概要</u>	

2 事業計画

<u>時期</u>	<u>事項</u>
<u>〇月</u>	

[削る。]

3 事業費内訳

事業内容	事業費	国庫補助金	備考
農地情報のデータ変換・移行			
合計			

別紙様式第9号

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長 宛

(団体名)
(代表者名)

印

平成〇年度事業実施計画の承認申請について

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第9の1の（1）に基づき、事業実施計画（システム本格稼働計画）の承認を申請します。

添付資料：システム本格稼働計画（別紙様式第8号）

注）事業実施計画を変更する場合は、件名の「承認」を「変更」とし、本文の「第9の1の（1）に基づき、事業実施計画（システム本格稼働計画）の承認」を「第9の1の（3）に基づき、事業実施計画（システム本格稼働計画）の変更」としてください。

[削る。]

別紙様式第8号

番 号
年 月 日

都道府県知事 宛

〇〇農業委員会
会長 〇〇 〇〇 印

(農業委員会ネットワーク機構
(団体名) 〇〇〇〇〇
(代表者名) 〇〇 〇〇 印)

別紙様式第10号

平成〇年度農地情報公開システム本格稼働加速化事業完了報告書

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長 宛

(団体名)
(代表者名) 印

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成28年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第9の2に基づき、別添のとおり報告します。

添付資料：システム本格稼働事業完了報告書（別紙様式第8号）

別紙様式第11号

番 号
年 月 日

都道府県知事 宛

〇〇農業委員会
会長 〇〇 〇〇 印

(農業委員会ネットワーク機構
(団体名) 〇〇〇〇〇
(代表者名) 〇〇 〇〇 印)

平成〇〇年度機構集積支援事業実施計画の提出について

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第9の1の（1）に基づき、別添のとおり機構集積支援事業実施計画を提出します。

（注1）農業委員会が事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画」を「事業完了報告書」とし、本文の「第9の1の（1）の規定に基づき、別添のとおり機構集積支援事業実施計画」を「第9の2の（1）に基づき、別添のとおり機構集積支援事業完了報告書」としてください。

（注2）都道府県農業委員会ネットワーク機構が事業実施計画を提出する場合は、本文の「第9の1の（1）の規定」を「第9の1の（2）の規定」とし、事業完了報告書を提出する場合は、注1に準ずるものとします。

平成 年度機構集積支援事業実施計画（完了報告書）

I [略]

II 有効利用を図るための支援事業

1 農地集積の推進活動

活動内容

[削る。]

2・3 [略]

平成〇〇年度機構集積支援事業実施計画の提出について

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第10の1の（3）の規定に基づく承認を受けたいので、別添のとおり機構集積支援事業実施計画を提出します。

注) 事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画」を「事業完了報告書」とし、本文の「第10の1の（3）の規定に基づく承認を受けたいので、別添のとおり機構集積支援事業実施計画」を「第10の2の（1）に基づき、別添のとおり機構集積支援事業完了報告書」としてください。

平成 年度機構集積支援事業実施計画（完了報告書）

I [略]

II 有効利用を図るための支援事業

1 農地の有効利用を図るための活動

(1) 農地集積の推進活動

活動内容

(2) 相談活動

農地相談員	人数	相談員の活動（実績）		備考
		活動日数	活動内容	
専門分野	農地制度に専門的な知見を有する者			
	地域の農業事情等に精通している者			
	その他（具体的に記述）			

2・3 [略]

Ⅲ [略]

(別紙)

平成〇〇年度 機構集積支援事業経費内訳

事業実施主体名

項 目	1. 総事業費		3. 経費内訳
		2. うち補助金額	
I [略]			
Ⅱ 農地の有効利用を図るための支援事業			
1 農地集積の推進活動			
2 農業委員等の資質向上のための活動			
3 その他(特認活動)			
Ⅲ [略]			
合 計			

(注) 「3. 経費内訳」欄は、事業実施計画に記載した活動にかかる経費を【単価×数量】の形式で記載し、その合計が2の補助金額と一致するよう、漏れなく記載してください。

別紙様式第9号

地方農政局長等 宛

〇〇都道府県知事

氏 名

印

Ⅲ [略]

(別紙)

平成〇〇年度 機構集積支援事業経費内訳

事業実施主体名

項 目	1. 総事業費		3. 経費内訳
		2. うち補助金額	
I [略]			
Ⅱ 農地の有効利用を図るための支援事業			
1 農地の有効利用を図るための活動			
2 農業委員等の資質向上のための活動			
3 その他(特認活動)			
Ⅲ [略]			
合 計			

(注) 「3. 経費内訳」欄は、事業実施計画に記載した活動にかかる経費を【単価×数量】の形式で記載し、その合計が2の補助金額と一致するよう、漏れなく記載してください。

別紙様式第12号

地方農政局長等 宛

〇〇都道府県知事

氏 名

印

平成〇〇年度〇〇都道府県機構集積支援事業実施計画の承認（変更）申請について

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第9の1の（3）に基づき、別添のとおり〇〇都道府県機構集積支援事業実施計画の承認（変更）を申請します。

（注1）提出に当たり、別添を作成するとともに、事業実施主体が作成する事業実施計画及び事業完了報告書に添付された経費内訳書の写しを添付してください。

（注2）事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「第9の1の（3）に基づき、〇〇都道府県機構集積支援事業実施計画の承認を申請します」を「第9の2の（3）に基づき、〇〇都道府県機構集積支援事業完了報告書を提出します」としてください。

（別添）

平成 年度機構集積支援事業実施計画（完了報告書）

〇〇都道府県

I [略]

II 農地の有効利用を図るための支援事業

1 農地集積の推進活動

市区町村名	農業委員会名	活動内容

[削る。]

平成〇〇年度〇〇都道府県機構集積支援事業実施計画の提出について

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第10の1の（3）に基づき、事業実施主体が作成した事業実施計画を取りまとめましたので、別添のとおり提出します。

（注）提出に当たり、別紙を作成するとともに、事業実施主体が作成する事業実施計画及び事業完了報告書に添付された経費内訳書の写しを添付してください。

（注）事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画」を「事業完了報告書」とし、本文の「第10の1の（3）に基づき、事業実施主体が作成した事業実施計画」を「第10の2の（3）に基づき、事業実施主体が作成した事業完了報告書」としてください。

（別添）

平成 年度機構集積支援事業実施計画（完了報告書）

〇〇都道府県

I [略]

II 農地の有効利用を図るための支援事業

1 農地の有効利用を図るための活動等

（1）農地集積の推進活動

市区町村名	農業委員会名	活動内容

（2）相談活動

--	--	--	--	--

2・3 [略]

III [略]

(別紙) [略]

別紙様式第10号

市区町村名	農業委員会名	農地相談員	人 数	相談員の活動（実績）	
				活動日数	活動内容
		専門分野	農地制度に専門的な知見を有する者		
			地域の農業事情等に精通している者		
			その他 (具体的に記述)		
		専門分野	農地制度に専門的な知見を有する者		
			地域の農業事情等に精通している者		
			その他 (具体的に記述)		

2・3 [略]

III [略]

(別紙) [略]

別紙様式第13号

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長 宛

(団体名)
(代表者名) 印

平成〇〇年度機構集積支援事業実施計画の承認(変更)申請について

農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)第9の1の(7)に基づき、別添のとおり機構集積支援事業実施計画の承認(変更)を申請します。

(注) 事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認(変更)申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「第9の1の(7)に基づき、機構集積支援事業実施計画の承認(変更)を申請します」を「第9の2の(4)に基づき、機構集積支援事業完了報告書を提出します」としてください。

(別添)

平成〇〇年度機構集積支援事業実施計画(完了報告書)

I [略]

II [略]

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長 宛

(団体名)
(代表者名) 印

平成〇〇年度機構集積支援事業実施計画の承認(変更)申請について

農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)第10の1の(7)に基づき、機構集積支援事業実施計画の承認(変更)を申請します。

添付資料：平成〇〇年度機構集積支援事業実施計画(完了報告書)(別添)

(注) 事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認(変更)申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「第10の1の(7)に基づき、機構集積支援事業実施計画の承認(変更)を申請します」を「第10の2の(4)に基づき、機構集積支援事業完了報告書を提出します」としてください。

(別添)

平成〇〇年度機構集積支援事業実施計画(完了報告書)

I [略]

II [略]

Ⅲ 農地情報公開システム管理事業

1 [略]

2 農地情報公開システムの保守・運用

(1) [略]

(2) 農地情報公開システムの保守・運用の実施計画 (完了報告)

時 期	事 項
○月	

※ 事項には、別記3の第2の5の(2)の(ア)から(エ)までの取組内容について、簡潔に記載すること。

別紙様式第11号

番 号
年 月 日

○○地方農政局長
農林水産省経営局長 宛
内閣府沖縄総合事務局長

平成○○年度交付決定前着手届

○○都道府県知事
(団 体 名)
氏 名 印
(代表者氏名 印)

農地集積・集約化対策事業実施要綱 (平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知) 第13の1に基づき、下記のとおり報告します。

記

Ⅲ 農地情報公開システム管理事業

1 [略]

2 農地情報公開システムの保守・運用

(1) [略]

(2) 農地情報公開システムの保守・運用の実施計画 (完了報告)

時 期	事 項
○月	

※ 事項には、別記5の第2の5の(2)の(ア)から(エ)の取組内容について、簡潔に記載すること。

別紙様式第14号

番 号
年 月 日

○○地方農政局長
農林水産省経営局長 宛
内閣府沖縄総合事務局長

平成○○年度交付決定前着手届

○○都道府県知事
(団 体 名)
氏 名 印
(代表者氏名 印)

農地集積・集約化対策事業実施要綱 (平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知) 第14の1に基づき、下記のとおり報告します。

記

1～3 [略]

(別添) [略]

1～3 [略]

(別添) [略]

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）（別記）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>(別記1)</p> <p style="text-align: center;">農地中間管理機構事業</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 農地中間管理事業等推進事業</p> <p>1 都道府県推進事業</p> <p>農地中間管理事業を推進するため、機構に対する指導、必要な会議の開催、基金の管理等の都道府県推進事業に要する経費を対象とします。</p> <p><u>なお、具体的な事業費及び予算配分については、別記1別紙2の規定のとおりです。</u></p> <p>2 農地中間管理機構運営事業</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) なお、(1)及び(2)に係る具体的な事業費及び予算配分については、別記1別紙2の規定のとおりです。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>第5 [略]</p> <p><u>別記1別紙1</u></p> <p style="text-align: center;">農地集積奨励金</p> <p><u>別記1別紙2</u></p> <p style="text-align: center;">農地中間管理事業等推進事業</p> <p>第1 <u>要綱本文第10の1に基づき、国から都道府県に対して交付する補助金の額は、</u></p>	<p>(別記1)</p> <p style="text-align: center;">農地中間管理機構事業</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 農地中間管理事業等推進事業</p> <p>1 都道府県推進事業</p> <p>農地中間管理事業を推進するため、機構に対する指導、必要な会議の開催、基金の管理等の都道府県推進事業に要する経費を対象とします。</p> <p>2 農地中間管理機構運営事業</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第5 [略]</p> <p><u>別記1別紙</u></p> <p style="text-align: center;">農地集積奨励金</p> <p>[新設]</p>

1により算定された額とします。

なお、別表2の区分欄の3の農地中間管理事業等推進事業の補助率欄の「定額」とは、「定額（7/10相当）」とします。

1 算定方法

① 事業費×定額（7/10相当）

② なお、事業費には、別表2の内容欄に規定している補助対象経費の他に、都道府県等が事業実施のために実質的に負担している2の経費（以下「実質的負担額」といいます。）を含めることができますこととします。

2 実質的負担額について

① 都道府県から機構への併任・派遣職員等の賃金・旅費

② 臨時雇用職員の賃金

③ 会場借料、事務所使用料及び自動車使用料

④ ①から③までに掲げるもののほか、地方農政局長等が特に必要と認める経費

第2 第1の1については、事業実施後の事業完了報告（要綱本文の第6の5の（1）及び（3）並びに第7の2をいいます。）においても、同様とします。

第3 都道府県は、第1の2の実質的負担額を事業費に含める場合には、別紙様式第4-1号の2の（3）実質負担額の内訳が確認できる書類等を整備するものとし、地方農政局長等の求めに応じて提出するものとします。

別記1別紙様式

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長
農林水産省経営局長 宛
内閣府沖縄総合事務局長

(〇〇都道府県知事)
氏 名 印

別記1別紙様式

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長
農林水産省経営局長 宛
内閣府沖縄総合事務局長

(〇〇都道府県知事)
氏 名 印

平成〇〇年度農地中間管理機構の貸付率の報告について
(農地集積奨励金交付事業)

農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)別記1別紙第3の1に基づき、農地中間管理機構の貸付率について、報告します。

(単位: ha、%)

	単年度	累計(ストック)
借受面積(①) うち転貸面積(②)		
うち管理面積 うち費用負担のない面積(③)		
貸付率(②/(①-③))		

※面積については、ha単位で、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記載すること。
単年度の欄において、過年度借入分は、()書き外数で記載すること。

添付資料: 管理台帳
費用負担がないことを証する資料

(別記2)

機構集積協力金交付事業

第1～第3 [略]

第4 都道府県基金事業の事業資金の取崩及び国による補助

1・2 [略]

3 第3の1から3までの事業にかかる1の取崩額及び2の補助額は、新規集積農

平成〇〇年度農地中間管理機構の貸付率の報告について
(農地集積奨励金交付事業)

農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)別記1別紙第3の1に基づき、農地中間管理機構の貸付率について、報告します。

(単位: ha、%)

	単年度	累計(ストック)
借受面積(①) うち転貸面積(②)		
うち管理面積 うち費用負担のない面積(③)		
貸付率(②/(①-③))		

※面積については、ha単位で、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記載すること。
単年度の欄において、過年度借入分は、()書き外数で記載すること。

添付資料: 管理台帳
費用負担がないことを証する資料

(別記2)

機構集積協力金交付事業

第1～第3 [略]

第4 都道府県基金事業の事業資金の取崩及び国による補助

1・2 [略]

3 第3の1から3までの事業にかかる1の取崩額及び2の補助額は、新規集積農

地面積に以下の金額を乗じて算定する金額の範囲内とします。

(1) 第3の1の事業の交付対象地域（平成30年度に交付を受ける地域に限る。）内

の新規集積農地面積：5万円/10a

(2) (1) 以外の新規集積農地面積：4.5万円/10a

第5 地域集積協力金交付事業

1・2 [略]

3 交付額

都道府県が以下の交付額の範囲内で、第10の4の(1)の交付基準に定める交付額

(1) 平成30年度の交付額

ア 初めて交付申請をする地域

以下の交付単価（別記2別表1に掲げる市町村にあつては0.4万円/10aを加算）に機構への貸付面積を乗じた額

(ア)「地域」の農地面積（農業振興地域の区域内の農地に限ります。以下3において同じです。）に占める各年度の12月末時点における機構への貸付面積（以下「合計面積」といいます。）の割合が2割超5割以下：

1.0万円/10a（別記2別表2に掲げる区域にあつては2.0万円/10a）

(イ)「地域」の農地面積に占める合計面積の割合が5割超8割以下：

1.4万円/10a（別記2別表2に掲げる区域にあつては2.8万円/10a）

(ウ)「地域」の農地面積に占める合計面積の割合が8割超：

1.8万円/10a（別記2別表2に掲げる区域にあつては3.6万円/10a）

イ [略]

[削る。]

地面積に5万円/10aを乗じて算定する金額の範囲内とします。

第5 地域集積協力金交付事業

1・2 [略]

3 交付額

都道府県が以下の交付額の範囲内で、第10の4の(1)の交付基準に定める交付額

(1) 29年度の交付額

ア 初めて交付申請をする地域

以下の交付単価（別記2別表1に掲げる市町村にあつては0.4万円/10aを加算）に機構への貸付面積を乗じた額

(ア)「地域」の農地面積（農業振興地域の区域内の農地に限ります。以下3において同じです。）に占める各年度の12月末時点における機構への貸付面積（以下「合計面積」といいます。）の割合が2割超5割以下：

1.5万円/10a（別記2別表2に掲げる区域にあつては2.0万円/10a）

(イ)「地域」の農地面積に占める合計面積の割合が5割超8割以下：

2.1万円/10a（別記2別表2に掲げる区域にあつては2.8万円/10a）

(ウ)「地域」の農地面積に占める合計面積の割合が8割超：

2.7万円/10a（別記2別表2に掲げる区域にあつては3.6万円/10a）

イ [略]

(2) 平成30年度の交付額

ア 初めて交付申請をする地域

以下の交付単価（別記2別表1に掲げる市町村にあつては0.4万円/10aを加算）に合計面積を乗じた額

(ア)「地域」の農地面積に占める合計面積の割合が2割超5割以下：

1.0万円/10a（別記2別表2に掲げる区域にあつては2.0万円/10a）

(イ)「地域」の農地面積に占める合計面積の割合が5割超8割以下：

1.4万円/10a（別記2別表2に掲げる区域にあつては2.8万円/10a）

(2) 都道府県は、交付単価、交付単価区分、合計面積の集計時点（事業実施年度の12月末より前に限る。）及び交付要件の追加等について（1）の*ア*にかかわらず第10の4の（1）の交付基準として別に定めることができます。ただし、「地域」の農地面積に占める合計面積の割合が2割を超える必要があります。

4 [略]

第6 [略]

第7 耕作者集積協力金交付事業

1・2 [略]

3 交付額

事業実施年度の12月末において交付要件を満たす農地面積（畦畔面積を含みます。）に5千円/10a（別記2別表2に掲げる区域にあつては2.0万円/10a）を乗じて算定する金額の範囲内で第10の4の（1）の交付基準に都道府県が定めた額を交付します。

[削る。]

4 [略]

(ウ)「地域」の農地面積に占める合計面積の割合が8割超：

1.8万円/10a（別記2別表2に掲げる区域にあつては3.6万円/10a）

イ 既に交付要件を満たして地域集積協力金が交付されており、かつ、再度交付申請する地域

交付単価については、アと同じ。交付対象面積の計算方法については（1）のイの（ア）と同じ。

(3) 都道府県は、交付単価、交付単価区分、合計面積の集計時点（事業実施年度の12月末より前に限る。）及び交付要件の追加等について（1）の*ア*及び（2）の*ア*にかかわらず第10の4の（1）の交付基準として別に定めることができます。ただし、「地域」の農地面積に占める合計面積の割合が2割を超える必要があります。

4 [略]

第6 [略]

第7 耕作者集積協力金交付事業

1・2 [略]

3 交付額

事業実施年度の12月末において交付要件を満たす農地面積（畦畔面積を含みます。）に応じ、以下の金額の範囲内で第10の4の（1）の交付基準に都道府県が定めた額を交付します。

(1) 平成29年度の交付額

交付要件を満たす農地面積の合計×1.0万円/10a（別記2別表2に掲げる区域にあつては2.0万円/10a）

(2) 平成30年度の交付額

交付要件を満たす農地面積の合計×5千円/10a（別記2別表2に掲げる区域にあつては2.0万円/10a）

4 [略]

第8～第10 [略]

[削る。]

第8～第10 [略]

(別記3)

農地情報公開システム本格稼働加速化事業（平成28年度補正予算事業）

第1 目的

本事業は、農業委員会等（農業委員会等に関する法律第3条第5項の規定に基づき農業委員会を設置していない市町村を含みます。以下同じです。）が有する農地法第52条の2の規定により作成された農地台帳に基づく農地情報の農地情報公開システムへのデータ変換及び移行を支援することにより、担い手への農地の集積・集約化に向け、農地情報公開システムの本格稼働を加速化することを目的とします。

第2 事業の内容

本事業は第1の目的を達成するため、全国農業委員会ネットワーク機構が行う、次の農地情報のデータ変換・移行作業に係る経費を支援します。

(1) 農地情報等の収集

農業委員会等ごとに農地情報のデータ構成及びデータ収集時期等についてのヒアリングを実施し、農業委員会等が農地台帳システムで管理している農地情報、レイアウト設定及びコード表等を農業委員会等から収集します。

(2) レイアウト設定及びコード変換の仕様検討

農業委員会等から収集したレイアウト設定及びコード表等の解析を行い、農地情報公開システムへの農地情報のデータ変換・移行が可能となるよう、レイアウト設定及びコードの変換を行う仕様を検討します。レイアウト設定及びコード変換を行う仕様の検討に際しては、農地情報のデータ変換・移行の際に発生するエラーについて、農地情報のデータ変換・移行に支障を来すことのないよう、必要な措置を講ずることとします。

(3) 農地地図データとの紐付け等

農地情報と農地情報公開システムの農地地図データの地番情報等との照合及び農地地図データの調製等を実施します。また、農地情報と農地地図データの紐付けが正確に行われるか確認を実施します。

(4) 移行用農地情報の作成及び提出支援

(2) において検討した仕様に基づき、(1) において収集した農地情報を、移行用農地情報にデータ変換するとともに、農業委員会等がデータ移行ツールを用いて実施する、移行用農地情報の農地情報公開システムへの移行に際して、必要となる支援を実施します。

(5) スケジュール管理

(1) から (4) までの取組に係る農業委員会ごとの日程調整、データ変換・移行作業に必要な作業員の配置計画の作成等、本事業の完了に支障を来すことのないよう、スケジュールの管理を実施します。

(6) 進捗管理等

農地情報のデータ変換・移行作業全体の進捗管理、データ変換・移行作業で生じた課題の報告及び対策の実施、作業品質の確保、リスク管理等を実施します。

(7) ヘルプデスク対応

農地情報のデータ変換・移行作業に係る農業委員会等や農業委員会等有する農地台帳システムのシステム整備業者等からの問合せへの対応を実施します。

(8) その他

その他、農地情報公開システムの本格稼働に向け、必要な取組を実施します。

第3 事業実施における留意点

全国農業委員会ネットワーク機構は、第2の事業を実施する事業者（以下「データ変換等事業者」といいます。）を公募し、選定されたデータ変換等事業者に農地情報のデータ変換・移行作業に要する経費を交付します。データ変換等事業者の公募に当たっては、総合評価落札方式による公募を実施することとし、確実に農地情報のデータ変換・移行作業を実施することができるデータ変換等事業者を選定するものとします。

第4 事業に要する経費の使途

事業に要する経費の使途は、別表2の6に掲げる内容とします。

(別記4)

機構集積支援事業

第1 [略]

第2 事業の内容

1 [略]

2 農地の有効利用を図るための支援事業

農業委員会等が、優良農地の確保・農地の有効利用を図るために行う次に掲げる活動に要する経費を支援します。

(1) 農地の有効利用を図るための活動

ア 農地集積の推進活動

(ア) 農地所有者の所在の特定及び所有者等に対する農地の管理・利用状況、将来の経営意向、後継者の有無等についての調査

(イ) (ア) の活動等により得た情報を踏まえた利用調整活動

(ウ) 農業者、新規就農者、農業法人及び新たに農業に参入する企業等（以下「農業者等」といいます。）に対する集落座談会の開催等、農地の有効利用を促進するための掘り起こし活動

(エ) (ア) から (ウ) の活動状況や、地域における農地利用の最適化に向けた

(別記3)

機構集積支援事業

第1 [略]

第2 事業の内容

1 [略]

2 農地の有効利用を図るための支援事業

農業委員会等が、優良農地の確保・農地の有効利用を図るために行う次に掲げる活動に要する経費を支援します。

(1) 農地集積の推進活動

ア 農地所有者の所在の特定及び所有者等に対する農地の管理・利用状況、将来の経営意向、後継者の有無等についての調査

イ アの活動等により得た情報を踏まえた利用調整活動

ウ 農業者、新規就農者、農業法人及び新たに農業に参入する企業等（以下「農業者等」といいます。）に対する集落座談会の開催等、農地の有効利用を促進するための掘り起こし活動

エ アからウまでの活動状況や、地域における農地利用の最適化に向けた動き

等の国への報告

[削る。]

(2)・(3) [略]

3～5 [略]

第3 [略]

第4 事業実施における留意事項

1 [略]

2 第2の2の事業の留意事項

[削る。]

動き等の国への報告

イ 農地相談員の活動

農地相談員が行うア及び次に掲げる活動

(ア) 農業者等からの農地の権利取得、相続・贈与及び有効利用並びに農業経営等に関する相談

(イ) (2) の研修における研修資料作成及び講師の補助

(ウ) (ア) 及び (イ) のほか、農業委員会等が行う事務の補助等

(2)・(3) [略]

3～5 [略]

第3 [略]

第4 事業実施における留意事項

1 [略]

2 第2の2の事業の留意事項

(1) 農地の有効利用を図るための活動

ア 農地相談員となるべき者の選定

農地相談員の選定に当たっては、農地法、民法（明治29年法律第89号）及び不動産登記法（平成16年法律第123号）等農地に関連する制度に専門的な知見を有する者、又は地域の農業・農地事情に精通している者、第2の2の（1）に掲げる活動を適切かつ効率的に実施できる者から選定してください。

イ 相談・苦情概要の記録及び報告

農地相談員は、農地及び農業経営等に関する相談・苦情を受けた場合には、別記4様式第2号により相談・苦情日時、相談・苦情概要及び対応状況その他必要な情報を速やかに記録し、事業実施主体に報告してください。また、事業実施主体はそれを整理し、必要な措置を講じるとともに、それを保存してください。

(2) 農業委員等の資質向上のための研修の実施等

(1) ~ (4) [略]

3・4 [略]

第5 定期報告

1 第2の1、2及び3の事業の定期報告

- (1) 事業実施主体は、毎年度、第3四半期の末日までの事業の実施状況について 別記3様式第2号により、1月15日までに都道府県知事に報告してください。
- (2) 都道府県知事は、事業実施主体から事業の実施状況の報告を受けた場合には、別記3様式第3号によりとりまとめたものを1月末までに地方農政局長等に報告してください。
- (3) ~ (5) [略]

2 第2の4及び5の事業の定期報告

- (1) 事業実施主体は、毎年度、第3四半期の末日までの事業の実施状況について 別記3様式第4号により、1月末までに経営局長に報告してください。
- (2) ~ (4) [略]

第6 農業委員等の活動の管理

1 第2の1、2及び3の事業の管理

- (1) [略]
- (2) 事業実施主体は、(1)により報告があった場合は、速やかに別記3様式第5号による活動管理簿に記載し、その活動を的確に把握・管理してください。

2 第2の4の事業の管理

- (1) 第2の4のイの調査員は、毎年度、活動計画 (別記3様式第6号) を作成し、全国農業委員会ネットワーク機構の長の下承を得るものとします。また、事業実施主体は、了承された活動計画を速やかにホームページに掲載するものとします。
- (2) 事業実施主体は、調査員の活動日誌 (別記3様式第7号) を備え、調査員の活動内容 (日時、活動内容等) を記録・保存し、各四半期の終了する月の翌月末

ア~エ [略]

3・4 [略]

第5 定期報告

1 第2の1、2及び3の事業の定期報告

- (1) 事業実施主体は、毎年度、第3四半期の末日までの事業の実施状況について 別記4様式第3号により、1月15日までに都道府県知事に報告してください。
- (2) 都道府県知事は、事業実施主体から事業の実施状況の報告を受けた場合には、別記4様式第4号によりとりまとめたものを1月末までに地方農政局長等に報告してください。
- (3) ~ (5) [略]

2 第2の4及び5の事業の定期報告

- (1) 事業実施主体は、毎年度、第3四半期の末日までの事業の実施状況について 別記4様式第5号により、1月末までに経営局長に報告してください。
- (2) ~ (4) [略]

第6 農業委員等の活動の管理

1 第2の1、2及び3の事業の管理

- (1) [略]
- (2) 事業実施主体は、(1)により報告があった場合は、速やかに別記4様式第6号による活動管理簿に記載し、その活動を的確に把握・管理してください。

2 第2の4の事業の管理

- (1) 第2の4のイの調査員は、毎年度、活動計画 (別記4様式第7号) を作成し、全国農業委員会ネットワーク機構の長の下承を得るものとします。また、事業実施主体は、了承された活動計画を速やかにホームページに掲載するものとします。
- (2) 事業実施主体は、調査員の活動日誌 (別記4様式第8号) を備え、調査員の活動内容 (日時、活動内容等) を記録・保存し、各四半期の終了する月の翌月末

までにホームページに掲載するとともに、経営局長に報告するものとします。

第7 事業に要する経費の使途

事業に要する経費の使途は、別表2の6に掲げる内容とします。

別記3様式第1号 [略]

[削る。]

までにホームページに掲載するとともに、経営局長に報告するものとします。

第7 事業に要する経費の使途

事業に要する経費の使途は、別表2の7に掲げる内容とします。

別記4様式第1号 [略]

別記4様式第2号

相談・苦情簿

<input type="checkbox"/> 継続案件		管理番号								
件名				農地相談員名						
相談・ 苦情者	住所	電話番号								
	職業		氏名	〒・支 店						
受理	年	月	日	～	日	分	種別	来訪 文書	電話 その他()	文書
(相談・苦情概要)										
(処理結果の概要)										

別記3様式第2号

定期報告書（第3四半期末時点）

〇〇農業委員会

- (1) [略]
 (2) 農地の有効利用を図るための支援事業実績定期報告

農地集積の 推進活動	農業委員等の資質 向上のための活動			その他活動	
	活動内容	開催 回数	参加 者数	研修 内容	事業内容
	回	人			

- (3) [略]

別記3様式第3号

定期報告書（第3四半期末時点）

- (1) [略]
 (2) 農地の有効利用を図るための支援事業実績定期報告

一連 番号	市区 町村 名	農業 委員 会名	農地集積の 推進活動			農業委員等の資質 向上のための活動		その他活動	
			活動内容	開催 回数	参加 者数	研修 内容	事業内容	進捗状況	
				回	人				
		委員会						委員会	

- (3) [略]

別記3様式第4号

平成〇〇年度機構集積支援事業における定期報告書（第3四半期）

別記4様式第3号

定期報告書（第3四半期末時点）

〇〇農業委員会

- (1) [略]
 (2) 農地の有効利用を図るための支援事業実績定期報告

農地集積の 推進活動	相談 員の 設置	相談員の活動		農業委員等の資質 向上のための活動			その他活動	
		相談活動		開催 回数	参加 者数	研修 内容	事業内容	進捗状況
活動内容	相談 員数	活動日数	活動内容					
	人		日			回	人	

- (3) [略]

別記4様式第4号

定期報告書（第3四半期末時点）

- (1) [略]
 (2) 農地の有効利用を図るための支援事業実績定期報告

一連 番号	市区 町村 名	農業 委員 会名	農地集積の 推進活動			相談員の活動		農業委員等の資質 向上のための活動			その他活動	
			活動内容	相談 員数	活動日数	活動内容	開催 回数	参加 者数	研修 内容	事業内容	進捗状況	
				人		日						
		委員会									委員会	

- (3) [略]

別記4様式第5号

平成〇〇年度機構集積支援事業における定期報告書（第3四半期）

I [略]

II 農地情報公開システム管理事業

1 [略]

2 農地情報公開システムの保守・運用

(1) [略]

(2) 農地情報公開システムの保守・運用の状況

時 期	事 項
○月	

※ 事項には、別記3の第2の5の(2)の(ア)から(エ)までの取組内容について、簡潔に記載すること。

別記3様式第5号～別記3様式第7号 [略]

I [略]

II 農地情報公開システム管理事業

1 [略]

2 農地情報公開システムの保守・運用

(1) [略]

(2) 農地情報公開システムの保守・運用の状況

時 期	事 項
○月	

※ 事項には、別記5の第2の5の(2)の(ア)から(エ)の取組内容について、簡潔に記載すること。

別記4様式第6号～別記4様式第8号 [略]